

令和6年第6回始良市教育委員会定例会

令和6年6月7日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時50分

始良本館 会議室1・2・3

1 出席者

川畑委員（教育長職務代理者） 岩元委員 藤田委員 高橋委員

2 教育委員会事務局の出席者

北野教育部長 享保次長兼教育総務課長 濱田次長兼学校教育課長
折田次長兼社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健体育課長

3 議事

議案等番号	件 名	結果
報告第10号	始良市公民館運営審議会委員の委嘱に関する件	承認
報告第11号	始良市スターランド始良運営協議会委員の委嘱に関する件	承認
議案第24号	始良市教育委員会外部評価委員の委嘱に関する件	可決
議案第25号	始良市家庭教育推進委員会委員の委嘱に関する件	可決
議案第26号	始良市立図書館協議会委員の任命に関する件	可決
議案第27号	始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件	可決
議案第28号	棕鳩十文学記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第29号	令和6年度始良市一般会計補正予算(第2号)(教育費)に関する件	可決

4 議事録

教育部長 ただいまから令和6年第6回始良市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議題は、報告2件、議案6件となっておりますので、委員の皆様方よろしく
お願いいたします。それでは、これ以降の議事の進行につきまして
は、教育長が欠席ですので教育長職務代理者の川畑委員にお願いいたしま
す。川畑委員は前の方をお願いいたします。

教育長
職務代理者 本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異
議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長
職務代理者 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開することといたします。
まず日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。前回議事録の承
認・署名は、お済みでしょうか。

全員 はい。

教育長
職務代理者 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。
つづきまして、日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委
員の皆様から、何かありませんでしょうか。

委員 おはようございます。5月15日、始良・伊佐地区教育委員連絡協議会総会及
び研修会に出席いたしました。総会のあとの研修会では、県総合教育センタ
ーの永田所長さんから当面の教育行政の課題について講演がありました。
5月17日は県市町村教育委員会連絡協議会の総会に出席いたしました
県の教育庁総務福利課の企画課の泊様による第4期鹿児島県教育振興基本
計画についての講話がありました。
5月27日、5月29日、6月6日は、加治木中・漆小・柁城小の学校訪問があ
り、出席いたしました。各学校の子どもたちの様子など見させていただきま
したけれども、どの学校も落ち着いた態度で授業を受けておりました。ま
た、それぞれの学校の課題についても話し合われたことでした。
5月20日、教育委員の辞令交付式で、湯元市長から辞令をいただきました。
また、新たな気持ちで、今後も始良市の子どもたちのために全力を尽くした
いと思います。以上です。

教育長
職務代理者 ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。
なければ、日程第2「委員及び教育長の報告」は終わります。
つづきまして日程第3、報告第10号「始良市公民館運営審議会委員の委嘱に

関する件」を議題といたします。まず事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) 資料の 1 ページになります。報告第10号「始良市公民館運営審議会委員の委嘱に関する件」についてであります。
2 ページをお願いいたします。条例に基づきまして教育委員会が委嘱をするので、名簿のとおり13名の公民館運営審議会委員の委嘱をしたいと思います。
5月28日に会の方は開催しております。任期につきましては4月1日から令和8年3月31日までの2年間となります。よろしくお願いいたします。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
職務代理者

委員 10番から13番の学識経験者の方々の専門が分かれば、お願いいたします。

事務局 (社会教育課長) 10番の方は文化協会会長です。11番は前社会教育委員、12番は民生委員、13番は社会教育委員です。

委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにはございませんか。
職務代理者 なければ、お諮りします。報告第10号「始良市公民館運営審議会委員の委嘱に関する件」は、事務局からの報告のとおり、ご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。それでは報告第10号「始良市公民館運営審議会委員の委嘱に関する件」は承認されました。
職務代理者 次に日程第4、報告第11号「始良市スターランド始良運営協議会委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) それでは資料の4ページをお開きください。報告第11号「始良市スターランド始良運営協議会委員の委嘱に関する件」についてであります。こちらが協議会規則で教育委員会が委嘱するとなっております。任期が令和6年4月1日から令和8年3月31日までで、委員は名簿のとおり6名です。協議会は先日、6月5日に開催しております。以上です。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。
職務代理者 質疑ありませんか。

委員 このスターランド始良の小・中学校の利用というのは、どんな感じなのでし

ようか。状況を教えてください。

事務局 (社会教育課長) コロナ禍でやはり利用が減少しておりましたが、令和5年度にしましては、コロナ前まで戻ってきているところです。今年度にしましては、霧島市の小学校まで企画展のチラシを配るようにしています。

委員 霧島市の予定とかは入っているのですか。

事務局 (社会教育課長) 利用の数でいえば、やはり始良市が一番多く、次が鹿児島市と霧島市が多いようです。

委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんか。

職務代理者 ないようですので、それではお諮りします。報告第11号「始良市スターランド始良運営協議会委員の委嘱に関する件」は、事務局からの報告のとおり、ご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第11号については承認されました。

職務代理者 次に日程第5、議案第24号「始良市教育委員会外部評価委員の委嘱に関する件」を議題とし致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) 資料7ページをお開きください。

議案第24号「始良市教育委員会外部評価委員の委嘱に関する件」についてご説明いたします。

外部評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会は毎年、点検及び評価を行い、その結果を公表することが求められています。

資料の8ページの外部評価委員名簿の案をご覧ください。外部評価委員につきましては、昨年6月定例教育委員会において、委員5名の改選をご承認いただいたところでありましたが、今回、5番目の古川さんにつきましては、この度、始良市PTA連絡協議会の役員改選があり、同協議会から新たに推薦をいただきましたので、お諮りするものであります。任期は前任者の残任期間となり、令和7年3月31日までであります。ちなみに古川さんは、竜門小学校PTA会長であります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

教育長 事務局からの説明が終わりました。これから質疑を行います。

職務代理者 何かご質疑はありませんか。

よろしいですか。なければ質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 24 号「「始良市教育委員会外部評価委員の委嘱に関する件」は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第24号については可決されました。
職務代理者 次に日程第 6、議案第25号「始良市家庭教育推進委員会委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長)資料は13ページになります。
議案第 25 号「始良市家庭教育推進委員会委員の委嘱に関する件」についてであります。委員会は、効果的な家庭教育支援の在り方・家庭教育の啓発に関することを目的としております。
14 ページをお願いします。名簿のとおり 15 名の委員となります。
今回 5 番、6 番、7 番、11 番、12 番、15 番の方が新規となっております。
任期が 6 年 7 月 4 日から 8 年 3 月 31 日になっております。以上です。

教育長 事務局からの説明が終わりました。これから質疑を行います。
職務代理者 何かご質疑はありませんか。

委員 令和 6 年から 2 年間ですけれども、前の期は年間どれくらいこの会議があったかというのと、そこで話し合われた具体的な内容があれば教えていただきたいと思います。分かればいいです。

事務局 (教育総務課長)昨年度、担当課長をしておりました。昨年度は会を 2 回開催しております。家庭教育推進事業は国県指定の補助をもらってしまして、始良市は 4 期目となります。
3 年間の事業ですが、昨年イレギュラーで国の方が見直しをかけて、新たに今年度から 3 年間の事業となります。テーマを 2 年おきに決めまして、テーマに沿った事業について検証していただいたり、家庭教育が推進されるようにご意見をいただいて、事業に取り入れているところでございます。
以上です。

委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんか。
職務代理者 なければ、お諮りします。議案第25号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第25号「始良市家庭教育推進委員会委員
職務代理者 の委嘱に関する件」は可決されました。
つづきまして日程第7、議案第26号「始良市立図書館協議会委員の任命に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長)資料の16ページをお願いします。議案第26号「始良市立図書館協議会委員の任命に関する件」です。17ページに委員の名簿がございます。図書館法に基づいて図書館協議会を設置しております。その委員として10名以内ということで、9名を推薦しております。新規の方が2番、3番、5番、7番、9番となっております。よろしくお願いします。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。
職務代理者 質疑はありませんか。ご質疑なければ、質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第26号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第26号「始良市立図書館協議会委員の任命
職務代理者 に関する件」については可決されました。
次に日程第8、議案第27号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長)議案第27号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」について説明します。資料の19ページからになります。
本市には、加治木学校給食センター、蒲生学校給食センター、小学校給食室別棟の三つのセンターがあり、「始良市立学校給食センター運営委員会条例」に基づき、それぞれに運営委員会を置き、その委員を委嘱しております。
運営委員の選任基準は、条例第3条に定められた区分によって、18人以内、また、委員の任期は、第4条によって2年とされております。
20ページをご覧ください。小学校給食室別棟につきましては人事異動等に伴いまして、前任者の残任期間である令和7年3月31日まで委嘱するもので、委員13名中5名が交代となっております。
次に、21ページの加治木、22ページの蒲生それぞれの学校給食センターにおきまして、委員の委嘱期間満了に伴う新たな委員の委嘱になります。任期は令和6年6月1日から令和8年5月31日まで、2年間の委員を委嘱・任命するもので、これまで通り、給食を配送している学校と幼稚園の校長・園長及びPTA代表者並びに、市長部局と教育部の職員及び始良保健所から各1名を選任しようとするものです。

運営委員会の所掌事項は、条例第2条で給食センター所長の諮問に応じて、給食費に関すること、給食物資の購入に関すること、給食の推進及び向上対策に関すること、その他運営に関し必要な事項を審議することになっております。

学校給食費の公会計化に伴いまして、給食費に関することと、給食物資の購入に関することについては、今年度から市で行っていることから、今年度の運営委員会は、令和5年度の決算の承認、決算剰余金の取扱い、これまでの給食費の未納分の債権の取扱いについて審議いただく予定としています。

なお、公会計化により、運営委員会の役割がほとんどなくなるものと思っていますので、今後、条例の廃止または改正について検討していきたいと考えております。以上で説明を終わります。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。
職務代理者 質疑はありませんか。それでは質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第27号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全員 はい

教育長 異議なしと認めます。よって議案第27号「始良市立学校給食センター運営委員の委嘱に関する件」については可決されました。
職務代理者 次に日程第9、議案第28号「椋鳩十文学記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (社会教育課長) 資料24ページをお願いします。
議案第28号「椋鳩十文学記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」であります。
椋鳩十文学記念館所有の資料について、鹿児島近代文学館から館外貸出しの依頼がございました。現在この規則の中に資料の館外貸出しの規定がない状態であります。よって今回、歴史民俗資料館、郷土館等と同様に、館外への貸出しを可能にする体制を整えるために改正したいというところで
す。
資料の25ページをお願いします。第8条が館外貸出しの規定・第9条が貸出期間の規定となります。そして次のページは8条関係の申請書と許可書の様式となります。28、29ページは新旧対照表となっております。
よろしく願いいたします。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。
職務代理者 質疑はありませんか。
私からいいですか。

これまでは、館外貸出しの規則がなかったということで、改めて作るということですが、ほかの担当を参考にして、同じように作ったんでしょうか。

事務局 (社会教育課長) 今社会教育課が所管している歴史民俗資料館と加治木郷土館に貸出し規定がございますので、そちらを基に作っております。

教育長 第8条を見ると、「館外貸出しは行わない。ただし…」ということでございますが、普通は館外貸し出しを行わないという捉え方でいいんですね。特別なことがない限りということによろしいんでしょうか。

事務局 (社会教育課長) 8条の2項にありますように、館外貸出し申請できる者を国や方公共団体若しくは公益的法人などと、少し狭めております。また、寄託、預かっている資料もございますので、それについては寄託者の承諾がない限りは貸さないということです。

教育長 ほかにございませんか。
職務代理者 それでは質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第28号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第28号「椋鳩十文学記念館の設置及び管理
職務代理者 に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」については可決されました。
次に日程第10、議案第29号「令和6年度始良市一般会計補正予算(第2号)(教育費)に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (教育総務課長) それでは資料の30ページをお開きください。
議案第29号「令和6年度始良市一般会計補正予算(第2号)(教育費)に関する件」についてご説明いたします。
31ページをお開きください。始良市全体の歳出予算の総括表になりますが、今回の補正予算額は表の下段の歳出合計欄にありますとおり、市全体で4,909万5千円、補正後の予算額が359億7,859万2千円となります。
そのうち教育費につきましては、補正予算額178万円、補正後の予算額が30億790万3千円となります。
それでは、各課の補正予算案の内容について、課ごとに順次、説明いたします。

まず、教育総務課からご説明いたします。

33ページをお開きください。上段の表、(項)1教育総務費、(目)2教育

総務事務局費です。表の右端の説明の欄をご覧ください。総務課関係事務局経費として、旅費68万円の増額補正となっております。

これは、今年度も新たに鹿児島県から学校教育課に3名、鹿児島市から社会教育課に1名の先生方が着任しておりますが、この4名の先生方が始良市へ赴任するための旅費を支給するものであります。教育総務課の補正予算の説明は以上となります。

(学校教育課長)学校教育課です。同じく33ページになります。こちらは、医療法人L I E B E理事長から、令和6年2月にいただきました寄附金110万円の活用に伴うものであります。寄附金の全てを図書購入費に充ててほしいとのことですので、そのご意向を踏まえて計上しております。

歳出予算項目の(款)教育費、(項)小学校費、(目)教育振興費、(節)需用費の消耗品費に市内全小学校17校、1校につき5万円、計85万円を計上しております。同様に中学校費の消耗品費にも、市内全中学校5校、1校につき5万円、計25万円を計上しております。小学校、中学校合計で110万円の要求となります。なお、ご本人は寄付の内容についての公表を希望されていません。説明は以上です。よろしくお願いします。

(保健体育課長)資料の34ページをご覧ください。保健体育課の一般会計の補正予算として、債務負担行為の補正を計上しておりますので、説明させていただきます。

まず、債務負担行為について、簡単に解説します。行政の執行予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、1つの事業や事務が単年度で終了せず、後の年度においても支出を伴う場合、あらかじめ後年度の債務を約束することを予算で決めておく行為を債務負担行為といいます。

今度計上しました学校給食施設整備事業につきましては、P F I手法により設計、工事に加え15年間の学校給食の維持管理運営を行う事業者を総合評価一般競争入札により選定を予定しております。7月に予定している入札公告において予定価格を明らかにする必要がありますので、債務負担行為を今回予算計上するものでございます。

設定期間は、P F I手法により事業を行う特別目的会社と契約を締結する令和7年から運営事業契約期限である令和24年度までの18年間、限度額は、98億736万2千円を設定するものでございます。

限度額の内訳としましては、整備費に係る分が38億8,316万4千円、それから15年間の維持管理運営分が59億2,419万8千円になります。

以上で説明をおわります。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。

職務代理者 質疑ありませんか。

この限度額というのは、どういう設定になっているのですか。限度額という意味を教えてください。

事務局 (保健体育課長) 支出として18年間の中で、現在考えうる事業費、工事費と維持管理費の総額の中で、最大額を「限度額」として設定しております。
この後入札等で金額が下がってくると思われますが、この期間で物価高騰分まである程度見込んだうえで、この程度の金額は市の財政負担として必要ですということを明らかにするものです。
もし予想だにしない物価高騰などがあり限度額を補正する必要があった場合には、また議会に追加してお願いすることになるものです。
あくまでも今後18年間で、現在、現実を考えうる最大の額をお示ししているところになります。

教育長 ありがとうございます。ほかにございませんか。
職務代理者 これから先 15 年間見通していくということですが、その間に給食センターに大きな機械の故障があって、取り替えねばならないといった場合は、そういった故障はこのお金とは別なんではないでしょうか。

事務局 (保健体育課長) 通常 of 修繕は運営事業者で負担していただくこととなります。大規模な修繕が必要な場合には、どちらに瑕疵があるのかという部分も含めて協議しますが、基本的には市の負担となります。

教育長 ほかにございませんか。
職務代理者 それから先ほどの学校教育課の寄付金の件ですけど、消耗品費ということでしたけれど、何に使っていいということだったのでしょうか。

事務局 (学校教育課長) 寄付者の意向で、本を購入する費用に充てます。本棚は買わないということです。

教育長 分かりました。ほかにございませんか。
職務代理者 なければお諮りします。議案第29号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第29号「令和6年度始良市一般会補正予算(第2号)(教育費)に関する件」については可決されました。
職務代理者 次に日程第11、事務連絡に入ります。まず委員の皆様から何かございますか。なければ事務局から何かありませんか。

事務局 (教育総務課長) 教育総務課です。本日教育委員の手帳とバッジのない方にはバッジを配付しておりますので、ご活用よろしくお願いいたします。
あと令和6年度の「始良市の教育」が出来上がりましたので、お配りしております。

三点目に、机の上に令和5年度の外部評価の教育委員用の評価シートを置いてあります。本日の資料10ページをご覧くださいのですが、外部評価につきましては、まず「制度の概要」ですが、先ほども触れましたが平成20年度から全ての教育委員会は、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を行い、評価の実施にあたっては、学識経験を有する者の知見を活用するよう義務付けられております。また、その結果については、議会に報告したのちに、市民に公表することとされています。いま各課につきましては取りまとめが済みしましたので、その評価を参考にしながら、教育委員のコメントを箇条書きでお願いしたいと思います。

参考までに令和4年度の事業に対する成果物を配布しております。そちらを参考に評価の方をしていただきたいと思います。

流れとしましては、資料の12ページにスケジュールを記載しております。毎年短い期間で評価をしていただいて申し訳ありませんが、今年度も6月28日までの約3週間程度が評価期間となっておりますので、お忙しいと思いますがよろしくお願いしたいと思います。データにつきましては、USBを2本用意しておりますので、ダウンロードが済みましたら、学校訪問の際にでも交換していただいて、評価が終わりましたら、連絡していただければUSBなり、メールの返送も可能になっておりますので、また連絡をしていただきたいと思います。教育総務課からの事務連絡は、以上でございます。

委員 メールでは頂けないのですか。

事務局 （教育総務課長）メールでもお送りできます。

教育長
職務代理者 ほかにありませんか。

事務局 （学校教育課長）学校教育課です。教科書採択に係る臨時教育委員会の開催をお願いしたいと考えております。期日としましては、第一案として7月24日10時からをお願いしたいと考えております。よろしいでしょうか。

全員 はい。

教育長
職務代理者 ほかにありませんか。

委員 ちょっと聞きたいことがあるのですが、昨年度のいじめ問題はどうなっているのでしょうか。進捗状況と言いますか、教えていただけてよろしいですか。

事務局 (学校教育課長) 現在、第三者委員会が入って話が進んでいる状況になりました。学校・私たちも聞き取りを受けました。加害者・被害者・その周囲の子どもたちの聞き取りも進んでいる状況です。実際にその中に私たちも入れないものですから、そこまでしか把握はできていない状況です。

委員 分かりました。

教育長 ほかにありませんか。

職務代理者 それでは最後に行事予定の確認をします。教育総務課からお願いいたします。

(各課より順次説明)。

教育長 各課の行事予定の説明が終わりました。

職務代理者 委員の皆様方から、ご質疑、ご質問等ございますか。

社会教育課、7月25日の鹿児島県少年少女合唱祭では、いくつぐらい団体が出るのでしょうか。

事務局 (社会教育課長) いま10団体だったと思います。あと奄美が来るか来ないかわからないところです。

教育長 それから保健体育課、7月25日の小学校の水泳記録会が8時半からということで、だいぶ早くなったような気がしますが、種目数が以前と同じようになったのですか。一時期は種目数を減らしていたんですけど。

事務局 (保健体育課長) 昨年から種目数を元に戻してきております。昨年は分散開催だったのですが、今年はまた全員集まっての開催になりますので、少しスケジュールがタイトになっております。

教育長 わかりました。委員の方々からないでしょうか。

職務代理者

委員 先ほどの7月25日の少年少女合唱祭は、見に行かせていただいてもよろしいのですか。

事務局 (社会教育課長) はい、大丈夫です。

委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかにありませんか。

職務代理者 なければ、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。

お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等については、始良市教育

委員会の行政組織等に関する規則第4条の2の2項により事務局にご一任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正につきましては、
職務代理者 事務局に委任されました。以上で、令和6年第6回教育委員会定例会を終了
いたします。

全員 ありがとうございました。